

我が国の災害検査の現状と展望*

— 東日本大震災を経験して —

東 信 男**

(会計検査院審議官 (検査支援・国際担当))

I はじめに

我が国では、2011年3月11日に三陸沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、これにより引き起こされた東日本大震災は、死者15,868名、行方不明2,847名、負傷者6,109名の人的被害と、全壊129,340戸、半壊264,035戸、一部損壊726,089戸の建築物被害をもたらした。そして、経済的被害は、建築物等、ライフライン施設、社会基盤施設、農林水産関係等において16兆9000億円に上った¹⁾。政府はこの戦後最大の自然災害に対処するため、2011年度に東日本大震災復興基本法等の大震災関連法を成立させ、復興庁を設置するとともに、3次にわたる補正予算を編成した。また、2012年度に復興資金の透明化と復興債償還の適切な管理を行うため、東日本大震災復興特別会計を設置した。大震災後の財政措置は18兆9451億円に上ったが²⁾、政府の東日本大震災からの復興の基本方針では、復興期間は10年間とし、事業規模は少なくとも23兆円程度と見込まれている。

一方、最高会計検査機関国際組織 (International Organization of Supreme Audit Institutions : INTOSAI) は2004年12月に発生したインドネシア・スマトラ島沖大規模地震を契機に、大規模災害発生時に国内外から提供される援助資金を検査する最高会計検査機関 (Supreme Audit Institutions : SAI) の検査能力の向上に資する研究活動を行うため、2005年11月に災害関連援助に関する説明責任及び検査タスクフォースを設立した。このタスクフォースは、2007年11月にワーキンググループ (Working Group on Accountability for and Audit of Disaster-related Aid : INTOSAI/WGAADA) に移行したが、研究の対象には災害関連援助の検査だけではなく、自国資金で行われる災害対策の検査も含めるようになった。この結果、INTOSAI/WGAADAの

* 本稿は2012年6月5日にインドネシアのジョグジャカルタで開催された災害関連援助に関する説明責任及び検査ワーキンググループ第6回会合で報告した内容に加筆修正したものである。

** 1956年生まれ。1980年横浜国立大学経済学部卒業、1986年ロチェスター大学経営大学院修士課程修了 (MBA)。1980年会計検査院採用、その後、大蔵検査課決算監理官、上席研究調査官、調査課長、厚生労働検査第1課長などを経て2012年より現職。この間、1990～1993年在ニューヨーク総領事館出向、2003年名古屋大学経済学部講師併任。2010年より早稲田大学商学大学院講師 (非常勤)。

¹⁾ 緊急災害対策本部 (2012) p. 2, 43。

²⁾ 復興庁 (2012) p. 59。

研究成果は、開発途上国の SAI だけではなく、先進国の SAI にも適用できるようになっている。そこで、本稿では、我が国の会計検査院も東日本大震災からの復旧・復興を含めた政府の災害対策に貢献するため、INTOSAI/WGAADA の研究成果を踏まえながら、我が国の災害検査の現状を概観するとともに、今後の展望について論じることとしたい。(本稿は、すべて筆者の個人的見解であり、筆者が属する会計検査院の公式見解を示すものではない。)

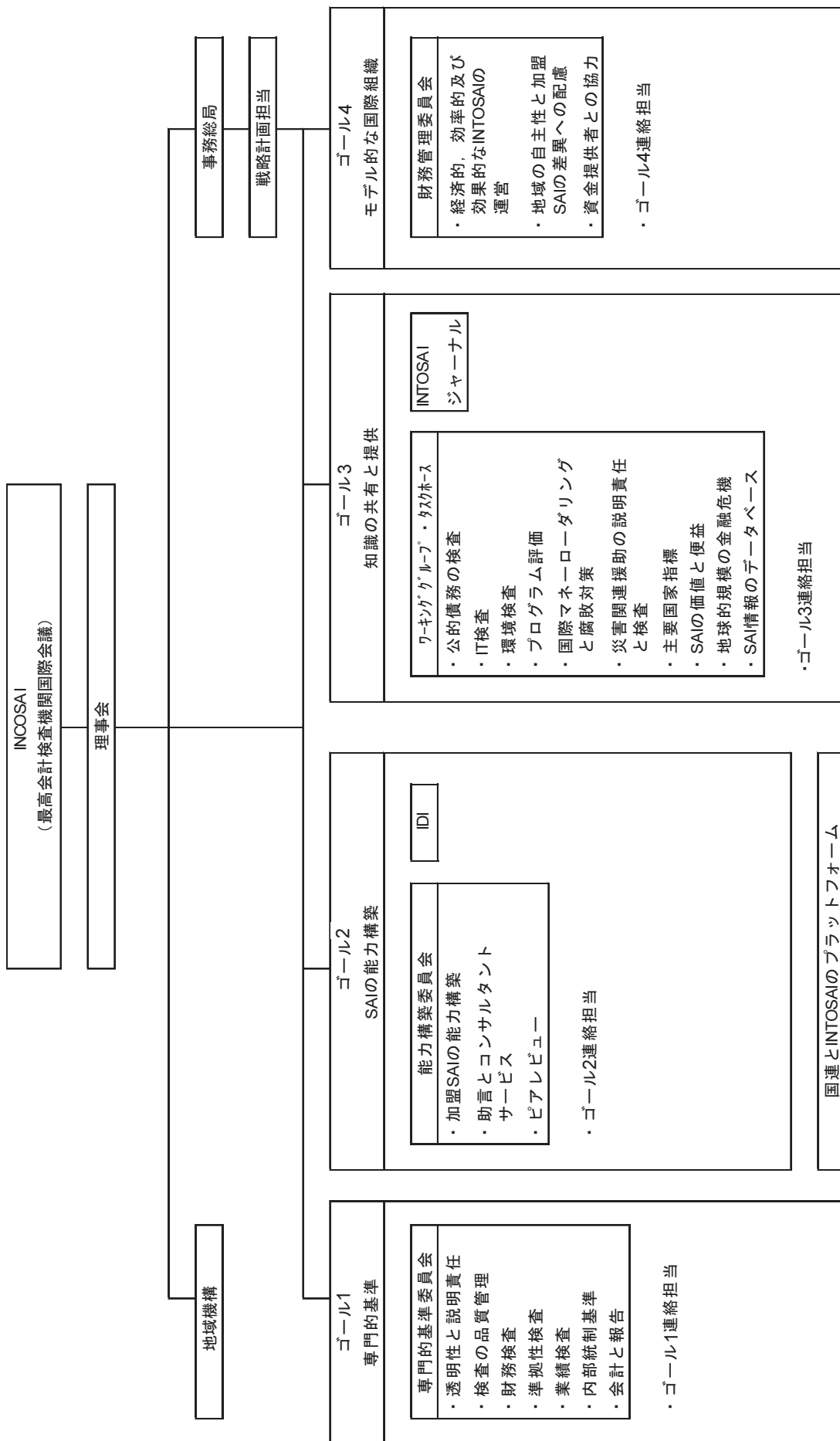
II INTOSAI / WGAADA の研究成果

1 災害関連援助に関する説明責任及び検査ワーキンググループ (WGAADA)

INTOSAI は政府会計検査の分野における SAI 相互間の意見及び経験の交換を促進することを目的に 1953 年に設立された。正加盟機関は 2012 年 11 月現在で 190 か国と EU の SAI となっている。WGAADA は INTOSAI の中でゴール 3「知識の共有と提供」に所属し、2012 年 9 月現在で我が国の会計検査院を含め 21 か国と EU の SAI が参加している(図表 1 参照)。WGAADA は災害関連援助と災害対策の検査を行う各国 SAI の検査能力の向上を図るため、この領域においてガイダンスと優良事例を作成するとともに、災害関連援助に関する説明責任の向上を図るため、統一的な財務報告のフレームワークを作成することを活動目的としている。WGAADA は、2012 年 6 月に開催した第 6 回会合で、災害関連援助と災害対策の検査について作成した 4 つのガイダンス草案³⁾を承認した。これらの草案は、パブリック・コメントを経て必要な修正が行われた後、2013 年 10 月に開催される第 21 回最高会計検査機関国際会議に提出される予定である。

³⁾ 4 つのガイダンスとは、「災害予防の検査—SAI のためのガイダンス—(Audit of disaster preparedness: Guidance for Supreme Audit institutions)」、
「災害関連援助の検査—SAI のためのガイダンス—(Audit of disaster-related aid: Guidance for Supreme Audit Institutions)」、
「災害発生後の応急対策の局面において高まる不正と汚職のリスクを考慮に入れた検査手続きの採用 (Adapting audit procedures to take account of the increased risk of fraud and corruption in the emergency phase following a disaster)」及び「災害対策と災害関連援助の検査における地理情報の利用 (Use of geospatial information in auditing disaster management and disaster-related aid)」である。II の以下の記述は、主にこれらのガイダンスを参考にした。

図表 1 INTOSAI の組織図



(出典) 東信男 (2011b) 図表 1 (p. 164) に加筆修正

2 災害の定義

災害とは、広範囲に及ぶ人的、物的、経済的又は環境上の被害に起因して地域又は社会の機能に重大な混乱が発生する事態で、当該被害が被災した地域又は社会の資源だけでは回復できないものと定義されている。災害には、震災、火山災害、風水害（津波、台風、洪水）、土砂災害、森林火災、干ばつ、伝染病、雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害等があり、人間生活に影響を与える自然の摂理に起因する自然災害と人間の活動又は怠慢に起因する人災に分類される。

3 災害対策

政府は国民の生命と財産を守るため、次のような災害マネジメント・サイクルで災害対策を実施している。

3.1 災害発生前の対策

災害発生前の対策は、災害が発生した場合に生じる生命と財産の被害を減少させることを目的としており、緩和段階（Mitigation）と準備段階（Preparedness）に分けられる。緩和段階では、災害の発生を防止し、又は災害が発生した場合の被害を減少させるため、建築物・土木構造物等の耐震化、津波防波堤の整備、防災都市づくり計画の策定、地震保険制度の確立等が行われる。また、準備段階では、災害が発生した場合の災害応急対策を迅速に実施するため、情報・通信体制の整備、指揮命令系統の確立、食料・飲料水の備蓄、防災訓練の実施等が行われる。

3.2 災害発生時の対策

災害発生時の対策では、被災者のニーズを満たしたり、被害を最小限にしたりするため、行方不明者の捜索、死者の埋葬、食料・飲料水の供給、救命救急医療の提供、避難場所の提供、通信・インフラ施設の応急工事等の災害応急対策が行われる。災害応急対策は、発生した災害の性質と規模により、また、被災地における災害緩和・準備の実施程度に応じて、災害の発生後、2～3週間から数か月にわたり行われる。

3.3 災害発生後の対策

災害発生後の対策は、被災地を元の正常な状態に回復させることを目的としており、復旧段階と復興段階に分けられる。復旧段階では、災害応急対策の終了後1年間までの短期的な視点から、被災者の健康管理、仮設住宅の提供、被災地への輸送ルートの確保等が行われる。また、復興段階では、復旧段階の終了後5年間までの中長期的な視点から、被災者の再雇用、恒久住宅の建設、重要なインフラ施設の修復等が行われる。

4 災害検査の定義

政府の災害対策は、時系列的に災害発生前の災害緩和・準備 → 災害発生時の災害応急対策 → 災害発生後の災害復旧・復興の各段階を経て行われるため、災害検査もこの災害マネジメント・サイクルに応じて行われる。WGAADAは災害検査を災害対策の各段階で行われる財務検査（Financial Audit）、準拠性検査（Compliance Audit）及び業績検査（Performance Audit）と捉えている。

ここで、財務検査とは、検査対象機関の財務諸表がすべての重要な点において、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されているかどうか意見を表明するために行う検査である。また、準拠性

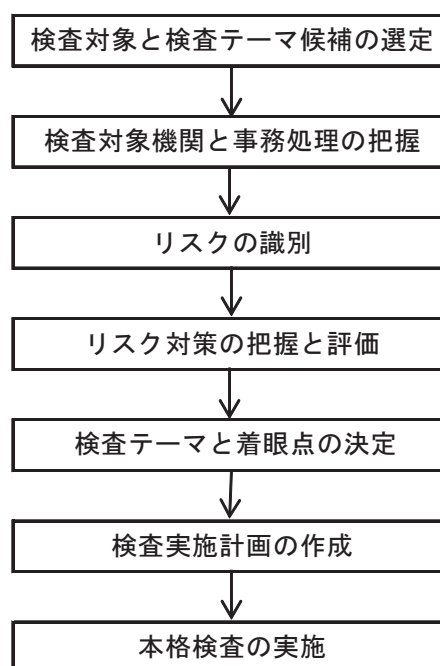
検査とは、検査対象機関の会計経理が関連法令等に従って適正に処理されているかどうかということに着眼して行う検査である。そして、業績検査とは、検査対象機関が政策を実施するに当たり、経済的、効率的な行政活動を行っているかどうかということに着眼して行う検査である。この検査には、政策目的を達成しているかどうか、また、効果を上げているかどうかということに着眼して行う検査も含まれる。

2009年に実施されたWGAADAの調査によれば、回答した34か国とEUのSAIのうち、災害緩和・準備の段階で検査を行った経験を有するSAIは43%、災害応急対策の段階で検査を行った経験を有するSAIは22%、災害復旧・復興の段階で検査を行った経験を有するSAIは25%となっている。

5 災害検査の実施方法

災害検査はリスクベース・アプローチを採用して行うのが効率的かつ効果的である。このアプローチは、最もリスクの高い領域に検査資源を投入する方法で、次の手順で行う（図表2及び図表3参照）。

図表2 リスクベース・アプローチの流れ図



(出典) INTOSAI / WGAADA (2012b) Figure 4.2 に加筆修正

図表 3 災害検査における検査テーマとリスクのマトリックス

リスク 検査 テーマ	虚偽 表示	耐震強度 不足	予算・法 令違反	不正	遅延	不経済	非効率	効果 未発現	環境 破壊
被災の査定				×		×	×		
取得				×	×	×	×		
契約			×	×					
保管				×		×	×		×
供用				×	×	×	×	×	
処分			×	×	×	×			
インフラ 施設の整備		×	×	×	×	×	×	×	×
財務報告	×				×				

(出典) INTOSAI / WGAADA (2012b) Figure 3.2 に加筆修正

5.1 検査対象と検査テーマ候補の選定

SAI の調査官は、予算規模、国民の関心、予想される検査結果の反響等を考慮しながら、検査の対象とする災害対策を具体的に選定する。そして、当該災害対策を検査する場合に取り上げるテーマの候補を複数選定する。例えば、検査の対象として災害発生時の災害応急対策で提供される応急仮設住宅を取り上げる場合、検査テーマの候補として取得、供用、処分等が考えられる。

5.2 検査対象機関と事務処理の把握

SAI の調査官は、災害対策を実施している検査対象機関の組織・権限等について理解を深めるとともに、当該機関がどのように当該災害対策を実施しているのか把握する。この場合、関連法令等、内部統制の整備・運用状況に関する情報を収集したりなどして、事務処理の流れを具体的に把握する。例えば、検査の対象として応急仮設住宅を取り上げる場合、①当該事業を所管している厚生労働省、実際に実施している地方公共団体の役割分担、②厚生労働省の指導・監督の実施状況、③地方公共団体における応急仮設住宅の取得、供用、処分等の実施状況を把握する。

5.3 リスクの識別

SAI の調査官は、検査対象機関の事務処理体制、新聞報道、受益者からの通報等を考慮しながら、検査テーマの候補別に関連のあるリスクを識別する。例えば、応急仮設住宅の事例で検査テーマの候補として取得を選定した場合、これに関連のあるリスクとして取得期間が長期に及んでいる事態、1戸当たりの取得単価が割高になっている事態、1団地当たりの取得戸数が過大になっている事態等が考えられる。また、検査テーマの候補として供用を選定した場合、これに関連のあるリスクとして応急仮設住宅が余り利用されていない事態、全く利用されていない事態、目的外に利用されている事態等が考えられる。

5.4 リスク対策の把握と評価

SAI の調査官は、識別したリスクに対し検査対象機関が対策を講じたのか、また、対策を講じた場合にはどのような手続き等を整備したのか把握する。そして、リスク対策のための手続き等が整備されている場合には抽出検査を行い、当該手続き等が実際に運用されているかどうか評価する。例えば、応急仮設住宅の事例で検査テーマの候補として取得を選定し、これに関連のあるリスクとして1戸当たりの取得単価が割高になっている事態が考えられる場合、地方公共団体では、割高な取得を回避するため、対策を講じたのか、また、対策を講じた場合にはどのような手続き等を整備したのか把握する。そして、手続き等が整備されている場合には抽出検査を行い、当該手続き等が実際に運用されているかどうか評価する。

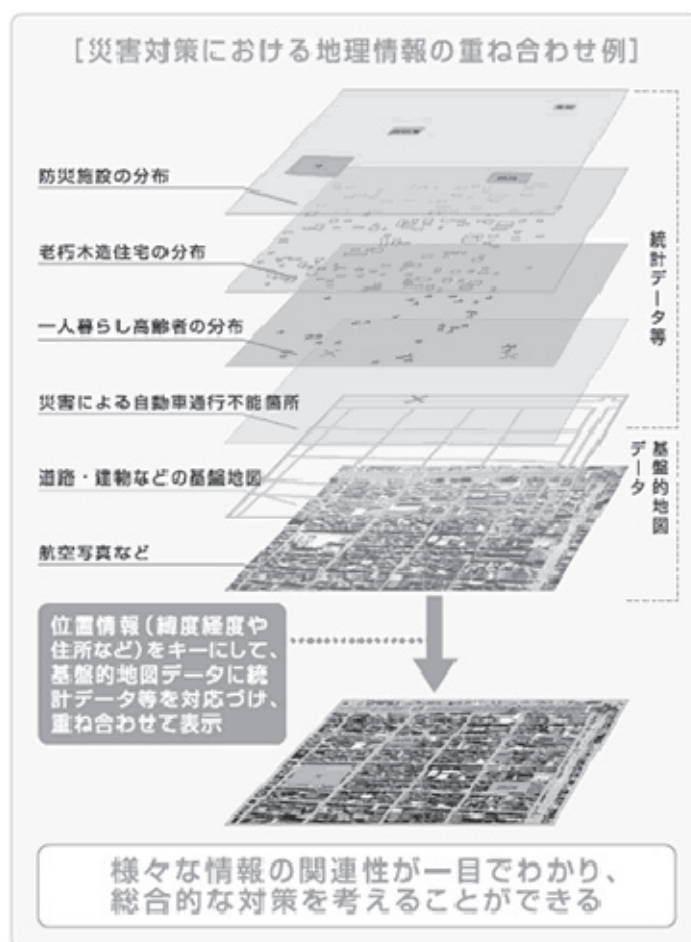
5.5 検査テーマと着眼点の決定

SAI の調査官は、5.4 の結果に基づき、複数の検査テーマの候補のうち、識別したリスクに対し検査対象機関が対策を講じていない検査テーマ、又は対策を講じたものの実際には運用されていない検査テーマを優先的に取り上げ、識別したリスクを検査の着眼点とする。例えば、応急仮設住宅の事例で1戸当たりの取得単価が割高になるリスクがあるにもかかわらず、地方公共団体がこのリスクを回避するため、事前にプレハブ住宅等の建築と民間賃貸住宅の借上げとの経済比較を行うなどの手続きを整備していない場合には、検査テーマとして応急仮設住宅の取得を優先的に取り上げ、割高に取得していないかどうかを検査の着眼点とする。

6 災害検査のツール

地理情報システム（Geographic Information System : GIS）は政府の災害対策でも用いられているが、災害検査でもツールとして活用できる（図表4参照）。

図表 4 GIS のイメージ図



(出典) 国土交通省 HP
 (http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/gis/guidance/guidance_1.html)

6.1 地理情報システム

GIS とは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工・管理したり、地図の作成や高度な分析等を行うシステム技術の総称である。複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、分析結果の判断や管理も容易になる。ベースとなるデータには、地形をありのままに写し取った空中写真データ、植生や気象等を表す人工衛星データ、道路や河川等の管理台帳データ、都市計画図や土地利用図等の地図データ、人口や農業等の統計データ、固定資産や顧客リスト等の各種データベース等多様な種類がある。GIS はこのような位置・空間データと、それを加工・分析・表示するための GIS ソフトウェアから構成される。GIS ソフトウェアで様々なデータを電子地図の上に層ごとに分けて載せ、位置をキーにして多くの情報を結び付けると、相互の位置関係の把握、データ検索と表示、データ間の関連性の分析等が可能となる⁴⁾。

⁴⁾ 我が国の政府は、地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）及び同法に基づき作成される地理空間情報活用推進基本計画により、GIS の活用促進に努めている。地理空間情報の位置の基準となる基盤地図情報については 2008 年度に整備され、全国で縮尺レベル 25000 の基盤地図情報データがインターネットから無償で入手できるようになった。2012 年に作成された基本計画では、地名等の地理識別子の体系的な整備と標準化されたコードの付与を推進したり、屋内外でのシームレスな測位基盤を整備したりなどして、GIS の活用範囲を拡大することとしている。

6.2 検査への活用

GIS を活用すると、インフラ施設の修復事業の遅れ、請負業者別の施工地域の分布、復旧・復興予算の地域別執行状況等を分析できるため、実地検査箇所を選定する場合、これらの分析結果が参考になる。また、GIS を活用すると、修復事業が終了したと報告されているインフラ施設が実際に終了しているかどうか確認したり、地域住民が被災地に戻っているかどうか確認したりなどできるため、検査テーマに関連のあるリスクを識別する場合、これらの分析結果が参考になる。例えば、検査の対象として災害発生後の復興段階で提供される恒久住宅を取り上げる場合、現状の空中写真データと復興計画の地図データを電子地図上に分けて載せると、建築の遅れを把握できる。また、過去の災害発生時において被災した地域を電子地図上に載せると、将来の被災リスクを評価できる。さらに、政府の方針として恒久住宅は海岸から2 km 以上離れて建築することとされている場合には、GIS ソフトウェアの機能を用いて、恒久住宅の海岸までの距離を測定することにより、政府の方針に対する準拠性を確認できる。

7 災害検査の特徴

災害検査には、他の政策分野の検査には見られない次のような特徴があり、この中には、検査権限を確保するため、立法化を検討すべきものも含まれている。

7.1 災害関連援助の検査

災害発生時には通常、被災者を支援するため、国内外から被災者に対し資金的又は物的な援助が行われる。提供者には、外国政府、国際機関、民間企業、NPO、宗教団体、個人等があり、提供者と被災者の間には、被災国の政府、地方公共団体、赤十字社、地域社会等の関係者が多層的に介在している。これらの災害関連援助は、提供者から被災者までの資金等の流れが複雑で、必ずしも政府のコントロールの下で資金等の配分が行われるわけではないため、資金等に関し重複受給、無資格受給、不正又は贈収賄が行われるリスクが高い⁵⁾。従って、災害関連援助の検査を行う必要性は高いが、被災国 SAI の検査権限は災害関連援助に対し及ばない場合があるため、災害関連援助の検査は行われなことも多い。

7.2 被災地での実地検査

災害発生時に行われる災害応急対策及びその後の災害復旧では、人命救助等の被災者のニーズを優先するため、会計経理に関する意思決定が柔軟かつ迅速に行われる必要がある。このため、被災地では意思決定に時間がかかると被災者のニーズを満たせないと判断された場合、会計経理が関係法令等に従って処理されないことも正当化されうる。このように被災地では内部統制が有効に機能するとは限らないため、不適正経理、不正又は贈収賄が行われるリスクが高い⁶⁾。従って、被災地で実地検査を行う必要性は高いが、

⁵⁾ 国がコントロールできない資金等が被災者に配分されるという状況は、我が国にも当てはまる。我が国の政府は、東日本大震災の被災者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害弔慰金等545億円、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき被災者生活再建支援金2367億円を支給したが、これらは国からの資金等を財源としているため、会計検査院の検査対象となる。一方、日本赤十字社、中央共同募金会等は、被災地に国内外の民間企業、NPO、個人等から寄せられた義援金3558億円を配分したが、これらは両法人が政府出資法人ではないため、会計検査院の検査対象にはならない（復興庁（2012）p.8）。

⁶⁾ 被災地では不適正経理、不正又は贈収賄が行われるリスクが高いという特徴は、開発途上国だけではなく、先進国にも共通して見られる。例えば米国の会計検査院（GAO）は、2005年8月のハリケーン・カトリーナと同年9月のハリケーン・リタがもたらした風水害に対する災害応急対策において、被災者が既に民間住宅を現物支給されていたにもかかわらず、同時に、虚偽の申告により民間住宅を借り上げる費用として現金の支給を受けていたりなどして、2億9000万ドル（80円/ドル換算で232億円）が不正に受給されたりなどした事態を指摘している（GAO（2007））。

SAI は災害応急対策の実施を妨げないように配慮しなければならないため、被災地で実地検査を行う場合には、検査対象機関の理解と協力を得なければならない。

7.3 府省横断的な検査

災害が発生すると、地域又は社会の機能を構成している通信、治安、教育、医療、福祉、雇用、産業、交通、環境等に重大な混乱が生じるため、政府の災害対策には、ほぼすべての政府機関が関与することになる。このため、政府の災害対策では、情報の一元管理と各府省等の業務の調整を行う、いわゆる司令塔の役割を果たす機関が必要となる。例えば災害応急対策の段階では、各府省及び地方公共団体がそれぞれ収集する被災地の被害状況、被災者のニーズ等に関する情報を司令塔に伝え、司令塔がこれらの情報を基に各府省等が行うべき業務の割り振りを行うことになる。このような情報の一元化、業務の調整が行われないと、被災地の被害状況、被災者のニーズ等に合わない支援が行われるリスクが高まる⁷⁾。従って、SAI が災害対策の各段階において府省横断的な検査を行う必要性は高い。

Ⅲ 我が国の災害検査の現状と展望

1 現状

1.1 災害検査の定義

WGAADA は災害検査を災害対策の各段階で行われる財務検査、準拠性検査及び業績検査と捉えているが、我が国の会計検査ではこのような分類は行われていない。我が国の会計検査は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点等から行われており、WGAADA の分類との対応関係では、概ね財務検査が正確性の検査、準拠性検査が合規性の検査、業績検査が経済性、効率性及び有効性の検査にそれぞれ対応していると考えられる。従って、本稿では、①災害緩和・準備、②災害応急対策、③災害復旧・復興の各段階において正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行う検査を我が国の災害検査と定義する。

1.2 災害検査の実績

我が国の災害検査の実績は、過去 5 か年度で計 165 件で、この期間の全指摘件数 3,646 件に占める割合は 4.5%となっている。この期間に発生した主な災害は、図表 5 のとおり 2007 年 7 月に発生した新潟県中越沖地震、2008 年 6 月に発生した岩手・宮城内陸地震等であるが、これらの中には決算検査報告で取り上げられたものも含まれている。

⁷⁾ 被災地の被害状況等に合った支援を行うためには、情報の一元化と業務の調整を行わなければならないという状況は、我が国にも当てはまる。我が国では、2012 年度の東日本大震災復興特別会計に復興庁所管予算 2 兆 433 億円が計上されたが、このうち 1 兆 7429 億円は復興関係事業費を一括計上したもので、復興庁が事業箇所等を決定した後、各府省に配分することとなっている。これらの予算については、環境省、国土交通省、農林水産省等の地方出先機関が執行することになるため、復興庁の調整が有効に機能しているかどうか検証するためには、府省横断的な検査が必要となる（復興庁（2012）p.60）。

図表 5 主な災害の発生状況（2006 年度～2010 年度）

発生年月		災害名	主な被災地	人的被害（名）			建築物被害（戸）		
年	月			死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
2006	6～7	梅雨前線による豪雨	中部, 中国, 九州地方	32	2	81	300	1,258	347
	9	台風第 13 号	中国, 九州地方	10	1	448	159	514	11,221
	10	平成 18 年 10 月の低気圧	東日本太平洋側	1	0	43	1	18	978
	11	佐呂間町における竜巻	北海道	9	0	31	7	7	25
2007	3	平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震	石川県	1	0	356	684	1,733	26,935
	4	三重県中部を震源とする地震	三重県	0	0	13	0	0	122
	7	台風第 4 号及び梅雨前線による大雨	中国, 四国, 九州地方	6	1	79	26	26	218
	7	平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震	新潟県	15	0	2,345	1,319	5,621	35,070
	8	台風第 5 号	九州地方	0	0	30	2	8	153
	9	台風第 9 号	東北, 関東, 中部地方	1	2	90	10	27	647
	9	台風第 11 号及び前線による大雨	東北地方	3	1	7	19	239	123
2008	2	平成 20 年 2 月の低気圧	北海道, 東北, 中部地方	4	0	89	4	16	452
	6	平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震	東北地方	23	10	451	30	143	2,380
	7	岩手県沿岸北部を震源とする地震	北海道, 東北地方	1	0	211	1	0	379
	7	平成 20 年 7 月 28 日からの大雨	北陸, 近畿地方	6	0	13	6	16	61
	8	平成 20 年 8 月末豪雨	東北, 関東, 東海, 中国地方	3	0	3	5	1	18
2009	7	平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	中国, 九州地方	35	0	59	52	99	231
	8	平成 21 年台風第 9 号	近畿, 四国地方	27	2	23	183	1,130	33
	8	駿河湾を震源とする地震	東海地方	1	0	319	0	6	8,672
	10	平成 21 年台風第 18 号	東北, 関東, 中部, 近畿地方	5	0	137	9	89	4,567
2010 ～ 2011	6～7	平成 22 年梅雨前線による大雨	東北から九州地方	16	5	31	42	74	208
	10	平成 22 年鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県奄美地方	3	0	2	10	479	11
	12～3	平成 22 年 11 月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	128	0	1,491	9	12	558
2011	1	霧島山 (新燃岳) の噴火	宮崎県, 鹿児島県	0	0	42	0	0	0
	3	東日本大震災	東北, 関東地方	15,868	2,847	6,109	129,340	264,035	726,089

(出典) 平成 19 年版～平成 23 年版防災白書等より作成

検査の対象別に見ると、災害緩和・準備が 142 件 (86.1%)、災害応急対策が 8 件 (4.8%)、災害復旧・復興が 15 件 (9.1%) となっている。現在のところ、災害緩和・準備の検査が大部分を占めているが、今後、東日本大震災からの復旧・復興が本格化するに伴い、災害復旧・復興の検査に力を入れる必要がある。

検査の観点別に見ると、法規性が 119 件 (72.1%)、経済性が 27 件 (16.4%)、効率性が 4 件 (2.4%)、有効性が 15 件 (9.1%) となっている。現在のところ、法規性の検査が大部分を占めているが、119 件のう

ち 82 件 (68.9%) は、設計・施工の指摘事項となっている。この設計・施工の指摘事項は、海外の SAI ではほとんど見られず、我が国の大きな特徴となっている。正確性の検査は、実績がないが、東日本大震災からの復旧・復興を図るため、東日本大震災復興特別会計、原子力損害賠償支援機構が新たに設置され、復旧・復興に要する国民負担に対する関心が高まることが予想されるため、今後、取り上げる必要がある (図表 6 参照)。

図表 6 我が国の災害検査の実績 (2006 年度～2010 年度) (単位: 件)

観点	対象	災害緩和・準備	災害応急対策	災害復旧・復興	計
	正確性	0	0	0	0
	合規性	107	1	11	119
	設計・施工	73	0	9	82
	経済性	22	4	1	27
	効率性	2	2	0	4
	有効性	11	1	3	15
	利用	8	1	2	11
	計	142	8	15	165

(出典)筆者作成

2 展望：既存の検査の充実

会計検査院が東日本大震災からの復旧・復興を含めた政府の災害対策に貢献するためには、先ず既存の検査の充実を図る必要がある。ここでは、充実を図る余地のある検査として、実績を踏まえた次のような合規性、経済性、効率性及び有効性の検査を取り上げたい (図表 7 参照)。

図表 7 災害検査の引用事例

件名	概要	災害関連法令等
1. 耐震強化岸壁について、背後の荷さばき地等を適切に管理するなどしたり、耐震性能の再点検等を行ったりするとともに、クレーンの免震化対策等を検討することにより、大規模地震発生直後において十分に機能を発揮することができるよう改善の処置を要求したもの（平成 22 年度決算検査報告 pp.572-578）	国土交通省は、大地震が発生した場合に、その直後の緊急物資、避難者等を輸送するための機能を確保するため、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う補助事業として、耐震強化岸壁を整備している。検査したところ、①緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁において、港湾管理者等が、耐震強化岸壁背後の荷さばき地等に大規模地震発生直後の利用に支障を来すおそれのある構造物等を存置するなどしていたり、旧技術基準に基づき設計された耐震強化岸壁について耐震性能の再点検を行っていなかったり、②幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁において、設置されたクレーンについて免震化対策が行われていなかったりして、耐震強化岸壁が大規模地震発生直後に十分に機能を発揮できないおそれのある事態が見受けられた。（背景金額：792 億 8700 万円）	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（平成 20 年国土交通省告示第 1505 号）、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示
2. 塩の備蓄量を見直すことにより、保有する投資有価証券等のうち余剰となる資産を国に納付するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの（平成 21 年度決算検査報告 pp.919-924）	（財）塩事業センターは、生活用塩供給業務及び塩備蓄業務を行っており、これらの業務の経理は、生活用塩供給等業務特別勘定を設けて経理している。同センターは、災害時など、塩の供給を緊急に増加する必要がある場合には、財務大臣の命令に基づき、塩の供給を行うこととされている。同勘定の 2009 年度末の資産合計は 619 億円となっており、このうち投資有価証券は 483 億円を占めている。検査したところ、塩備蓄業務において、国内の製塩業者の立地状況、民間事業者が有する在庫の活用可能性等を踏まえた適正な備蓄量について検討したり見直ししたりしてこなかったことなどから、毎年多額の管理費等を要して事業損失が生じており、これを投資有価証券等の受取利息等で補填する結果となっている事態が見受けられた。（背景金額：483 億 0087 万円）	塩事業法（平成 8 年法律第 39 号）
3. 河川の現況に基づく流量によりはん濫解析等を行うことにより、洪水時の迅速な避難の確保と水害による人的被害の軽減を目的とした浸水想定区域図の作成が適切なものとなるよう改善させたもの（平成 18 年度決算検査報告 pp.447-449）	国土交通省は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による人的被害の軽減を図るため、浸水が想定される区域図の作成に必要な調査等の事業を行う都道府県に補助金を交付している。京都府及び三重県は、この補助事業で、2005、2006 両年度に河川の現況調査と洪水によるはん濫の解析等を行い、浸水想定区域図を作成した。検査したところ、浸水想定区域図の作成に当たり、計画中で着工時期も未定となっているダムの洪水調節能力を見込むなどして、河川の現況に基づかない流量によりはん濫解析等を行っていた事態が見受けられた。（指摘金額：1321 万円）	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
4. 道路管理データベースシステムを効率的、効果的に運用するため、道路管理に必要な電気通信設備を確実に登録するよう改善させたもの（平成 19 年度決算検査報告 pp.679-683）	国土交通省は、道路管理データベースシステム（DBS）に常に最新の道路施設のデータを登録するため、2006、2007 両年度に道路整備事業の実施に伴い整備された道路施設のうち、新たに道路管理 DBS に登録する必要がある道路施設のデータについて更新業務を実施した。この道路管理 DBS は、道路施設に関する情報の一元化及び共有化を図るとともに、道路管理の効率化及び高度化を図ることにより、災害時等において迅速な対応ができるように、1988 年度から、全国的に統一した基本仕様により導入された。検査したところ、国道事務所等で管理している電気通信設備の中に、道路管理 DBS に登録されていないものが多数含まれている事態が見受けられた。（指摘金額：3 億 1055 万円、背景金額：14 億 9680 万円）	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
5. 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成 22 年度決算検査報告 pp.317-321）	厚生労働省は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、2009 年度に都道府県に医療施設耐震化臨時特例基金の造成に必要な経費について、医療施設耐震化臨時特例交付金を交付している。広島県等 3 事業主体は、この交付金により造成した基金を管理、運用し、災害拠点病院等の医療機関の耐震化整備に必要な経費を基金から取り崩して支出する事業を実施した。検査したところ、これらの事業主体において、耐震化整備指定医療機関として指定する予定だった医療機関の一部が指定を辞退したり、指定後に耐震化整備指定医療機関の一部が耐震化整備事業の実施を辞退したりして、交付金の一部が不要となる事態が見受けられた。（指摘金額：16 億 2985 万円）	平成 21 年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱（平成 21 年厚生労働省発医政第 0605004 号）、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年医政発第 0605010 号）
6. 契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てるなど不適正な会計経理を行っていたもの（平成 21 年度決算検査報告 pp.228-230）	厚生労働省（国立駿河療養所）は、2007 年 9 月に発生した台風による集中豪雨により、療養所の各所において倒木や土砂災害が発生したため、2007、2009 両年度に法面補強工事、護岸保護工事等の災害復旧工事を実施した。検査したところ、契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てていたり、工事がしゅん工していないのにしゅん工したとして検査調書を作成し、請負代金を支払っていたり、契約の締結前に工事等を実施させるなどしていた。（指摘金額：2 億 8680 万円）	財政法（昭和 22 年法律第 34 号）、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）

(出典) 筆者作成

2.1 合規性の検査

事例 1⁸⁾ は国土交通省が直轄事業で、また、港湾管理者が補助事業等で実施している港湾整備事業における耐震強化岸壁について取り上げている。この事例は、1989 年及びそれ以前に定められた技術基準に基づき設計された耐震強化岸壁については、2005 年 3 月の交通政策審議会の答申により、施設の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動（レベル 2 地震動）に対する耐震性能の再点検を行うこととされているにもかかわらず、この再点検を行っていない事態を指摘している。また、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁に設置されるコンテナ・クレーンについては、2007 年に改正された技術基準により、レベル 2 地震動に対応した設計を行うこととされているにもかかわらず、免震化対策を行っていない事態を指摘している。

我が国では、1995 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年 7 月に防災基本計画が全面改定され、構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に 1～2 度程度発生する確立を持つ一般的な地震動、及び発生確立は低いけど直下型地震又は海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動（レベル 2 地震動）をともに考慮の対象とするものとされた。これに伴い、公共土木施設の技術基準が改正され、レベル 2 地震動に対して所要の耐震性を確保できるよう、耐震性能の照査を行うこととされた。また、改正前の技術基準に基づき設計された公共土木施設については、レベル 2 地震動に対する耐震性能の再点検を行い、必要に応じて改良を推進することとされている。

従って、検査対象機関が旧技術基準に基づいて公共施設を設計している場合、レベル 2 地震動に対する耐震性能の再点検を実施しているかどうか検査を行うことが考えられる。また、検査対象機関が新技術基準に基づいて公共施設を設計している場合、レベル 2 地震動に対して所要の耐震性を確保できるよう、耐震性能の照査を実施しているかどうか検査を行うことが考えられる。

2.2 経済性の検査

事例 2 は（財）塩事業センターが実施している塩備蓄業務における塩の備蓄量について取り上げている。同センターは国内において大規模災害が発生し、すべての国内の製塩業者が操業を停止した場合でも迅速に塩の供給を行うことができるように、常時、10 万 t を目安に備蓄している。このため、同センターは必要な塩を日本各地に所在する製塩業者（4 社 6 工場）から買い入れたり、海外から原塩を輸入したりなどして調達している。この事例は、塩の備蓄量について、国内の製塩業者が地域的に分散して立地されていること、民間事業者も塩の在庫を保有していること、過去の大規模災害時にはせいぜい十数 t しか供給した実績がないことから削減が可能であるにもかかわらず、見直しを行っていないため、多額の管理費が生じている事態を指摘している。

我が国では、大規模災害の発生に備え食料、飲料水、燃料、医薬品等の備蓄が行われている。これらの備蓄品には、備蓄期間の経過とともに品質が劣化するため使用期限のあるものと、品質が劣化しないため使用期限のないものに分けられる。使用期限のあるものについては、当該期限を経過した場合、廃棄することになるため、備蓄経過期間の確認と所要量の算定が重要になる。また、使用期限のないものについては、備蓄期間の経過により廃棄することはないが、倉庫の借上げ等の管理費が発生するため、所要量の算定が重要になる。

従って、検査対象機関が大規模災害の発生に備え備蓄品を保有している場合、備蓄量の算定が適切にな

⁸⁾ 事例 1 は主な検査の観点としては有効性に分類されるが、合規性の観点も含んでいる。

されているかどうか検査を行うことが考えられる。備蓄量は、例えば食料の場合、対象者（人）×1日当たりの所要量／人×提供期間（日）で算定されることから、各要素が適切に見積もられているかどうか確認する。提供期間（日）については、災害発生後、新たに調達するために要する期間に相当することから、円滑な調達を図るため、関係事業者等との協定の締結により短縮できないかどうか検討する⁹⁾。

2.3 効率性の検査

事例3は都道府県が補助事業で実施している浸水想定区域図の作成について取り上げている。事業主体は洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による人的被害を軽減するため、浸水想定区域図を作成している。この浸水想定区域図は、河川の現況調査を行い、河川の流化能力やダムの洪水調節能力等を前提に、洪水によるはん濫解析等を行って作成することとなっている。この事例は、浸水想定区域図の作成に当たり、計画中で着工時期も未定になっているダムの洪水調節能力を見込むなどしてはん濫解析等を行っていたため、河川の現況に基づく流量によりはん濫解析等を行った場合には、浸水が想定される箇所であるにもかかわらず浸水想定区域に含まれていない箇所があるなど、浸水想定区域の範囲が正確に記されていない事態を指摘している。

我が国では、毎年多数の災害が各地で発生しているが、災害危険個所に対し工事を施工したりなどするハード対策については、膨大な時間と費用が必要になることが見込まれている。このため、災害ハザードマップを作成したり、浸水想定区域や土砂災害警戒区域において避難が早期に行われる警戒避難体制を整備したりなどするソフト対策の推進が必要になっている。これらのソフト対策は、災害時の円滑かつ迅速な避難を確保して人的被害を軽減することを目的としているため、住民に対し現況に基づく正確な情報を提供することが重要になる。

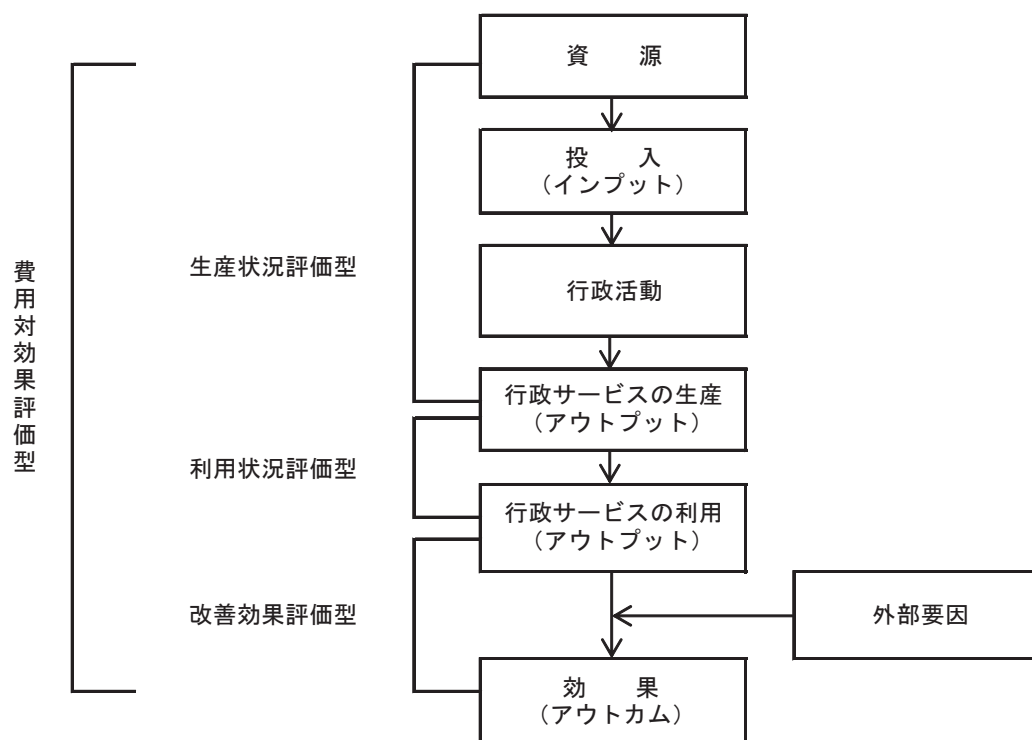
従って、検査対象機関が火山災害、水害、土砂災害、津波等に備え災害ハザードマップを作成したり、避難対象区域を設定したりなどしている場合には、地形、地質、気象条件、防災施設の処理能力等の現況を正確に反映した基礎データを収集し、これに基づき分析を行っているかどうか検査を行うことが考えられる。

2.4 有効性の検査

有効性の検査15件の内訳は、生産状況評価型が4件、利用状況評価型が11件で、すべてプロセス評価の手法を用いたものである（図表8参照）。例えば、生産状況評価型の事例4では、災害時等に迅速な対応を行うために導入した道路管理データシステムに、電気通信設備に関する基本データが登録されていない事態を指摘している。また、利用状況評価型の事例5では、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化整備を行うために造成した医療施設耐震化臨時特例基金が有効に活用されていない事態を指摘している。これらの手法は、アウトプットが計画通りに生産されたり、利用されたりしないと、当然の結果としてアウトプットは国民生活や社会経済に効果を及ぼすことはできないという考え方に依拠している。理論的にはシンプルであるが、ロジック・モデルのアウトプット段階での評価に止まっているという限界がある。

⁹⁾ 厚生労働省は新型インフルエンザ対策のため、プレパンデミックワクチンの備蓄を2006年度から行っているが、これらのワクチンの使用期限は、いずれも3年となっているため、2010年度に260億円分のワクチンを使用期限切れに伴い未使用のまま廃棄している。厚生労働省は通常期インフルエンザワクチンの供給のように、短期間で生産して供給できるような体制を整備するため、1190億円の基金を設け、細胞培養型ワクチンの開発支援、大規模ワクチン製造工場の整備支援に取り組んでいる。

図表 8 ロジック・モデルと報告事例の類型 (有効性)



(出典) 東信男 (2011a) p.128

有効性の検査には、改善効果評価型と呼ばれるものがあり、災害対策以外の政策分野では一定の実績を有している。この類型は、インパクト評価の手法を用いたもので、利用されたアウトプットが国民生活や社会経済に及ぼす改善効果に焦点を当て、アウトプットが計画通り利用されたにもかかわらず、アウトカムが達成されていない事態を指摘するものである。この類型では、アウトカムの達成状況を定量的に測定するため、業績指標を特定するとともに、その実績値を把握し分析することが必要になる。具体的な分析手法として、比較グループを設定しない場合にはクロスセクション・モデル、比較グループを設定する場合には統計的等化モデルなどがある¹⁰⁾。

従って、検査対象機関が災害対策を実施していて、政策評価で行われる実績評価において業績指標を設定していたり、会計検査院において独自に業績指標を設定したりすることができる場合、インパクト評価の手法を用いて、政策目的を達成しているかどうか、また、効果を上げているかどうか検査を行うことが考えられる。

3 展望：新規の取組

東日本大震災からの復旧・復興を含めた政府の災害対策に貢献するためには、既存の災害検査の充実を図るだけでは十分でなく、実績がない領域や検査の観点にも取り組む必要がある。ここでは、新規に取り組むことが考えられる検査として、被災地での実地検査と正確性の検査を取り上げたい。

¹⁰⁾ 例えば、統計的等化モデルを用いて災害拠点病院における耐震化整備事業の有効性を評価する場合、東日本大震災の被災地において、耐震化された災害拠点病院の被災率と耐震化されない災害拠点病院の被災率を比較し、統計的に有意な差が生じているかどうか分析することが考えられる。

3.1 被災地での実地検査

(1) 会計検査院の対応

会計検査院は東日本大震災発生後、2011年9月まで被災地での実施検査を行わない方針を示した。これは、被災地での災害応急対策が政府の最重要課題であることが国民の共通した認識であったこと、被災地から災害応急対策の業務に支障が生じるため実地検査を控えてほしい旨の要望があったことなどを斟酌した結果である。その後、2011年10月からは被災地での実地検査を行う方針に転換したが、東日本大震災の検査は、実際には本省等での検査に止まり、2012年に入るまで被災地では実地検査を行っていない。

(2) 必要性

災害発生時に行われる災害応急対策及びその後の災害復旧では、内部統制が有効に機能せず、不正、不適正経理等が行われるリスクが高いことは、WGAADAのガイダンスでも指摘されている。従って、被災地で実地検査を行う必要性は高い。今回の東日本大震災でも、厚生労働省が実施している生活福祉資金貸付制度において、被災者向けの緊急小口資金が借入資格のない暴力団員約260名に計約3500万円貸し付けられていた事態が明らかになっている¹¹⁾。また、事例6にあるように、2007年9月に発生した台風に伴う集中豪雨により発生した土砂災害の復旧工事等において、契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てていたり、工事がしゅん工していないのにしゅん工したとして検査調書を作成し、請負代金を支払っていたり、契約の締結前に工事等を実施させるなどしていた事態が指摘されている。

(3) 今後の検討課題

会計検査院は1954年から1970年までの間に、不正、不適正経理等を効果的に防止するため、農林省、建設省及び運輸省が災害復旧工事費の査定を終了したタイミングを見計らい、災害の程度が大きい被災地を中心に、工事着手前の災害現場において査定の内容を実地に検査したことがある。その結果、査定の中に便乗工事、二重申請、設計過大等の水増し申請が含まれていた事態を指摘した。この災害査定に関する検査は、「査定検査」と称され、現行の会計検査院法の下で行われている¹²⁾。従って、今後大規模災害が発生した場合には、検査対象機関の理解を得て、先ず予備検査を行って内部統制の有効性を評価し、有効に機能していないときには本格検査を行うなど、可能な限り早期に被災地で実地検査を行うことを検討する必要がある。

3.2 正確性の検査

(1) 政府の対応

政府は大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付、株式の引受け等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等を確保するため、2011年9月に原子力損害賠償支援機構（機構）を設立した。機構は政府から資本金140億円のうち70億円の出資を受けるとともに、特別資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるため交付国債5兆円の交付を受けた。一方、東京電力株式会社は福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関し事故との相当因果関係が認められるものについては、この枠組みにより損害賠償を行う

¹¹⁾ 朝日新聞報道（2011年11月28日付）。

¹²⁾ 会計検査院（2010）pp.194-195。

こととし、被害者への損害賠償の履行に充てるための資金として機構から2兆4263億円の交付を受けることとされた。また、東京電力(株)は財務基盤を強化するため、2012年7月に新たに発行した株式1兆円を機構に引き受けてもらった。この結果、機構は会計検査院の必要的検査対象、東京電力(株)は選択的検査対象となった。

(2) 必要性

機構は毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋めることとされている。この場合、機構は損失を埋めてなお残余があり、特別資金援助に係る資金交付を行ったときは、国債の償還を受けた額を限度に国庫に納付しなければならないとされている。また、特別資金援助を受けた原子力事業者は、一般負担金に加え、特別負担金を機構に納付することとされている。この特別負担金は、当該原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額の負担を求めるものとされている¹³⁾。このように機構及び東京電力(株)の経営成績、財政状態等は、今後の国民負担に大きな影響を与えることになる。従って、機構及び東京電力(株)の経営成績、財政状態等は損益計算書、貸借対照表等の財務諸表に反映されるため、これらの財務諸表を正確性の観点から検査する必要性は高い。

(3) 今後の検討課題

東日本大震災に関して、東京電力(株)の損益に影響を与えるのは、災害特別損失、原子力損害賠償費等である。また、財政状態に影響を与えるのは、災害損失引当金、原子力損害賠償引当金、資産除去債務等である。このうち、原子力損害賠償引当金は将来の原子力損害賠償費の見積りで、具体的な算定方法及び客観的な統計データに基づき合理的に見積もることが重要である¹⁴⁾。また、資産除去債務は原子力発電施設解体費の総見積額の現価相当額で、この中には、福島第一原子力発電所1~4号機の廃炉に要する費用の見積りも含まれている¹⁵⁾。従って、東京電力(株)の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該期間の経営成績、財政状態等を正確に表示しているかどうか検査を行う必要がある。

IV おわりに

東日本大震災は被災地に膨大な犠牲と甚大な被害をもたらしただけでなく、全国規模で国民生活及び経済活動に大きな影響を及ぼした。この結果、政府は財政状況が極めて厳しい中で、復旧・復興に向けた巨額の財政措置を取らざるを得ない状況に追い込まれた。我が国は、世界有数の地震国であり、今回のよ

¹³⁾ 原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号)第52条第2項。

¹⁴⁾ 東京電力(株)の2011年度の連結貸借対照表には、原子力損害賠償引当金2兆634億円が計上されているが、この中には、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)」に基づき行われる廃棄物の処理及び除染等に要する費用として東京電力(株)に請求又は求償される額は含まれていない。

¹⁵⁾ 今回のような商業用原子力発電所事故の前例は、1979年3月の米国スリーマイル島原子力発電所2号機と1986年4月の旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所4号機の2例のみであるため、原子力発電所の事故に関するSAIの報告も極めて少ない。米国の会計検査院(GAO)は、スリーマイル島原子力発電所2号機の廃炉に関し、原子力事業者の資金不足により、終了期間が当初見込みの1982年から1987年以降にずれ込み、これに伴い、費用も当初見積りの1億3300万ドル(80円/ドル換算で106億円)から10億ドル(80円/ドル換算で800億円)に増加する旨の議会証言を行っている(GAO(1982)p.8)。

うに大地震が発生した場合、再び、多数の人命及び財産の損失を招く危険性があるため、災害対策の重要性が改めて認識された。このため、政府は被災地の復旧・復興に力を入れるだけでなく、東日本大震災の教訓に基づき、災害の被害を最小限に止めるための緩和・準備にも取り組んでいる。

WGAADA は災害関連援助と災害対策の検査を行う各国 SAI の検査能力の向上を図るため、4 つのガイダンスを作成した。これらのガイダンスは、政府の災害対策において各国 SAI も一定の役割を果たす必要があるとの認識の下で、先進的な SAI の検査経験を基に試験的な検査を経て作成されているため、実践的な内容になっている。我が国の会計検査院が東日本大震災からの復旧・復興を含めた政府の災害対策に貢献するためには、これらのガイダンスを参考にしながら既存の検査の充実を図るとともに、実績のない領域にも取り組む必要がある。

参考文献

東信男 (2011a) 『会計検査院の検査制度』中央経済社

東信男 (2011b) 「環境検査の現状と展望－INCOSAI の勧告に応えるために－」 『会計検査研究』 No. 44

会計検査院 (2010) 『会計検査院百三十年史』

緊急災害対策本部 (2012) 『平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) について (2012 年 8 月 28 日) 』

復興庁 (2012) 『復興の現状と取組 (2012 年 9 月 14 日) 』

GAO (1982) Views on S. 1606 and Status of Cleanup Effort at Three Mile Island

GAO (2007) Hurricanes Katrina and Rita Disaster Relief: Continued Findings of Fraud, Waste, and Abuse

INTOSAI/WGAADA (2012a) Audit of Disaster Preparedness: Guidance for Supreme Audit Institutions (Exposure Draft) ([http://www.issai.org/media\(1093,1033\)/ISSAI_5510_E_exposure_draft.pdf](http://www.issai.org/media(1093,1033)/ISSAI_5510_E_exposure_draft.pdf))

INTOSAI/WGAADA (2012b) Audit of Disaster-related Aid: Guidance for Supreme Audit Institutions (Exposure Draft) ([http://www.issai.org/media\(1096,1033\)/ISSAI_5520_E_exposure_draft.pdf](http://www.issai.org/media(1096,1033)/ISSAI_5520_E_exposure_draft.pdf))

INTOSAI/WGAADA (2012c) Adapting Audit Procedures to Take Account of the Increased Risk of Fraud and Corruption in the Emergency Phase Following a Disaster (Exposure Draft) ([http://www.issai.org/media\(1104,1033\)/ISSAI_5530_E_exposure_draft.pdf](http://www.issai.org/media(1104,1033)/ISSAI_5530_E_exposure_draft.pdf))

INTOSAI/WGAADA (2012d) Use of Geospatial Information in Auditing Disaster Management and Disaster-related Aid (Exposure Draft) ([http://www.issai.org/media\(1099,1033\)/ISSAI_5540_E_exposure_draft.pdf](http://www.issai.org/media(1099,1033)/ISSAI_5540_E_exposure_draft.pdf))